

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		平成23年9月26日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪市淀川区野中南2丁目11番48号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 日本ピラー工業株式会社 代表取締役社長 岩波 清久 電話 06 - 6305 - 1781					
主たる業種	各種機械・同部分品製造修理業	細分類番号	2 5 9 9				
事業者の区分	第2条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	事業活動と環境との調和を図るために、環境負荷を減らし継続的な改善と汚染の防止を目的に2%以上のCO2削減を目指す。						
計画を推進するための体制	福知山環境管理委員会を中心とし、ISO14001環境マネジメントプログラムを目標に掲げ、目標達成に向け各部署において活動を展開する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,238.8 トン	4,036.7 トン	4,110.2 トン	4,110.2 トン	-3.6 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,238.8 トン	4,036.7 トン	4,110.2 トン	4,110.2 トン	-3.6 パーセント	
目標の根拠		半導体市場向け受注動向により大きく左右される。 環境マネジメントプログラムに基づき活動を実施していくことにより目標を達成していく。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (出荷高×1/1000000)	37.62	35.70	36.43	36.40	-3.81 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		出荷高について23年度は基準年度よりやや落ち、それ以降は持ち直す予想。そんな中で、地道な活動を実施し削減につなげていく。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		9.0 パーセント	100.0 パーセント	122.0 パーセント	122.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	工場の一部の水銀灯を高効率への更新を計画中					
	(24)年度	キュービクル内の高圧機器の計画的な更新					
	(25)年度	機器の適正な運転管理に努める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	特に計画なし					
	上記の措置を採用する理由	工場の立地場所がマイカー等の通勤以外手段が無いため					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	コピー用紙のリサイクル業者への定期的な持込。 ペットボトルキャップのエコキャップ推進活動。等々						
特記事項	温室効果ガス排出の量の基準年度はH20年度～H22年度の平均となっているが、H22年度に大幅な増加があり、H22年度の実績値を基準年度とするほうが現実的と判断し、H22年度の実績値を基準値とした。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。